



地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、次のとおり指定納付受託者について告示された事項の変更の届出があったので、座間市予算決算会計規則（昭和42年座間町規則第2号）第44条の4の規定により告示する。

令和8年6月5日

座間市長 佐藤 弥斗



1 指定納付受託者の名称

株式会社トラストバンク

2 変更する事項及びその内容

指定納付受託者の所在地

変更後 東京都港区北青山二丁目14番4号

変更前 東京都品川区上大崎三丁目1番1号

3 変更年月日

令和8年7月21日